

平17福情答申第4号
平成18年1月18日

福岡市教育委員会 様
(教育センター研修課)

福岡市情報公開審査会
会長 吉野 正
(総務企画局総務部情報公開室)

公文書公開請求に係る一部公開決定に対する審査請求について (答申)

福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第2項の規定に基づき、平成17年7月1日付け教セ第421号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

「(1)センター勤務特別研修職員の氏名と在籍学校名(平成17年度分)」が分かる資料として「平成17年度特別研修対象者」「(2)H16年度研修員の現在の状況(現場復帰、退職等)」が分かる資料として「平成17年度特別研修対象者の選定状況」の一部公開決定に対する審査請求

1 審査会の結論

「(1)センター勤務特別研修職員の氏名と在籍学校名（平成17年度分）」が分かる資料として「平成17年度特別研修対象者」「(2)H16年度研修員の現在の状況（現場復帰，退職等）」が分かる資料として「平成17年度特別研修対象者の選定状況」（以下「本件対象文書」という。）について，福岡市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定（以下「本件決定」という。）は，妥当である。

2 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，平成17年4月28日付けで実施機関が審査請求人に対して行った本件決定について，取消しを求めるものである。

(2) 審査請求の経過

ア 平成17年4月19日，審査請求人は，実施機関に対し，福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき，本件対象文書について公開請求を行った。

イ 平成17年4月28日，実施機関は，本件対象文書について，条例第11条第1項の規定により本件決定を行い，その旨を審査請求人に通知した。

ウ 平成17年6月10日，審査請求人は，本件決定について，これを不服として実施機関に対して審査請求を行った。

3 審査請求人及び実施機関の主張の要旨

(1) 審査請求人の主張

審査請求人は，審査請求書及び平成17年10月18日の当審査会第1部会における口頭意見陳述において，概ね次のように主張している。

ア 今現在，小学校で2名，中学校で2名の指導力不足の教員がいる。また，長期研修を命じられている教員が小学校で9名，中学校で12名，合計21名いる。この情報は，福岡市教育委員会が公にしている情報である。研修員の氏名は，情報公開の請求をすれば公開される情報である。この21人の中に指導力不足による特別研修対象者が含まれていることは明らかである。一つ一つの学校に電話すると，教務主任等は，不名誉な研修でない場合はどこに行っているかをしゃべってくれる。そのように次々と学校に電話すると，指導力不足による特別研修対象者の学校のみ答えてくれないため，結果として，特別研修対象者は明らかとなる。

イ 教育委員会の組織として、職員の個人情報を非公開にするならば、当然、学校現場においても、非公開を貫かなければならないはずである。しかしながら、教務主任や校長が、簡単に職員のことをしゃべっているのではないか。具体的には、「この先生は教育センターで研修を受けているが、運動会や自然教室等には参加するので顔を覚えておいて欲しい」といったことを校区では説明している。校区では個人情報を保護する必要がなくて、一般市民に対しては保護するということなのか。

ウ 福岡市の情報公開制度の中で、個人情報の取扱いが一貫していない。個人情報を保護するのであれば、徹底して保護すべきであると私は以前から主張している。個人の情報の取扱いについて、一方では非公開としながら、別の場所では公にされるというように、統一的な対応がなされていない。個人情報保護法という新しい法律ができたのであれば、福岡市も個人情報の取扱いについて再度じっくりと見直すべきではないのか。情報公開制度における個人情報の取扱いについても、首尾一貫した統一的な仕組みが必要ではないのか。

(2) 実施機関の主張

実施機関は、平成17年8月8日付け弁明意見書及び平成17年10月18日の当審査会第1部会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

ア 本件対象文書について

福岡市においては、平成15年度から教員に対する特別研修を実施しており、これは、学習指導や生徒指導を適切に行えない等の課題があり、早急に指導力の向上を図る必要のある教員に対して、教育センター等での1年間の特別研修を命じ、学校と教育委員会が連携して、その指導力の改善を図るというものである。

本件対象文書は、平成17年度の特別研修対象教員の決定に際して作成された文書であり、「平成17年度特別研修対象者」には、特別研修の種類（教育センターでの長期研修、学校中心の研修）、学校名、対象教員の氏名と職員コードが記載されている。また、「平成17年度特別研修対象者の選定状況」には、平成16年度特別研修実施状況（特別研修の対象者数、研修修了、研修継続の人数）、平成17年度学校報告の状況（報告者、対象外、対象となった人数）、それに平成17年度特別研修対象者数が記載されている。

なお、「平成17年度特別研修対象者」と併せて一部公開を決定した旨を通知した「平成17年度特別研修対象者の選定状況」については、非公開とした部分は存在しない。

イ 条例第7条第1号該当性の判断について

本件対象文書中の氏名及び職員コードは、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第1号に該当する。また、所属校名も出勤状況等と照合することにより特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第1

号に該当すると判断したものである。

個人に関する情報であっても、当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、同号ただし書「ウ」により、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分については公開される。

しかし、その場合であっても、当該公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該部分は非公開となる。

当該情報の職務関連性をみると、特別研修は職務の一環として行われるものであるといえる。しかし、特別研修そのものに不利益性はないが、対象となった教員は、指導力の改善を図るために特別な研修が必要であると判断された者である。特別研修を受けることは、教員にとっては教員生命に関わる問題との認識があり強く反発する一方で退職する者もいる状況で、個人の資質、名誉等に関わる当該教員固有の情報であり、いわゆる「指導力不足教員」に対する社会の認識も鑑みて、特別研修を修了し学校復帰したり、他校へ異動した後であっても、特別研修の対象であったことが公にされることで教員としての信頼を失うといったことも起こり得る等、社会的な不利益を被るおそれは十分に予測できる。

また、特別研修の対象となった教員の中には、本人の努力不足や社会性の欠如が原因にあるだけでなく、精神疾患により指導力が低下したもので、メンタル面の配慮が必要な者も含まれている。これらの教員についても、必要があれば特別研修の対象としているが、研修の進め方については、精神科医のアドバイスを受ける等慎重に対応している。メンタル面に配慮が必要な教員の場合、精神的な動揺が特別研修だけではなく、病気の再発に繋がる等、本人の健康にも悪影響を与えることがあり、氏名等の公開がその引き金になるのではないかと危惧している。

したがって、これを公にすると、特別研修対象教員であった個人の権利利益を不当に害するおそれがあると認められるため、非公開としたものである。

ウ 条例第7条第5号該当性の判断について

条例第7条第5号の規定によれば、市の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれがある情報は、非公開情報とされている。

ここでいう人事管理とは、職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分や能力等の管理に関することとされ、特別研修の選定や実施に関する事項も含まれる。

特別研修は、各学校からの報告をもとに対象教員の決定を行っているが、対象教員の氏名や所属校名が公になると、学校への外部からの干渉等が懸念され、指導力の向上を早急に必要とする教員の学校からの報告が適正に行われなくなるおそれがある。

対象となった教員に対しても様々な干渉が懸念され、特別研修を修了し学校復帰したり、他校へ異動した後であっても、特別研修の対象であったことが公にさ

れることで教員としての信頼を失い、教育活動に重大な支障を及ぼすとともに、ひいては学校全体の教育活動に支障を及ぼすおそれもある。

また、特別研修を受けていることを知られたくないという望みが打ち消されることで、研修に対して消極的・否定的になり、結果として指導力向上を目的とする特別研修が円滑かつ効果的に実施できなくなるおそれもあるため、特別研修対象者を識別することができる情報は、条例第7条第5号に該当すると判断し、非公開としたものである。

エ 特別研修と他の関連する情報について

学校で保護者等へ周知されている事実や別に公開された長期研修教員の氏名等客観的・中立的情報を組み合わせることによって特別研修対象教員が明らかになるとの審査請求人の主張に対しては、保護者等への周知は、特別研修の効果を高める上でその理解と協力は不可欠であり、その一環として研修について説明することはあるが、その場合でも「教育センターで研修中」など客観的事実にとどめ、当該対象教員に配慮している。また、別に公開された長期研修教員の氏名等客観的・中立的情報をもとに該当学校に問い合わせた結果として、対象者が明らかになる場合もあるかもしれないが、それはあくまで推定である。したがって、非公開の方針を徹底させるため関連する情報のすべてを非公開とすることは合理的でなく、条例の趣旨にも反すると考えており、特別研修に関する情報を完全に遮断することは困難である中で、教員としての名誉・信頼に重大な影響を与える直接的な情報は提供しないことを基本と考えている。

4 審査会の判断

上記のような審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

(1) 指導力の向上を早急に必要とする教員に対する特別研修について

指導力の向上を早急に必要とする教員に対する特別研修（以下「特別研修」という。）とは、学習指導や生徒指導を適切に行うことができないため、学校現場に問題が生じているにもかかわらず、これを適正・迅速に解決できない状況にある教員に対して、所属校又は教育センターでの1年間の研修を命じ、学校と教育委員会が連携して指導力の改善を図ることを目的とするものである。

(2) 本件対象文書について

実施機関は、本件対象文書として、平成17年度の特別研修対象教員の決定に際して作成した文書である「平成17年度特別研修対象者」と「平成17年度特別研修対象者の選定状況」を特定した。「平成17年度特別研修対象者」には、特別研修の種類（教育センターでの長期研修、学校中心の研修）、学校名、対象教員の氏名と職員コードが記録されている。また、「平成17年度特別研修対象者の選定状況」には、平成16年度特別研修実施状況（特別研修の対象者数、研修修了、研修継続の人数）、平成17年

度学校報告の状況（報告者，対象外，対象となった人数），それに平成17年度特別研修対象者数が記録されている。

(3) 条例第7条第1号（個人情報）該当性について

ア 条例第7条第1号（以下「第1号」という。）は，個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって，特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが公にすると個人の権利利益を害するおそれがあるものについては，同号ただし書のアからウまでに掲げる情報を除いて，非公開とするものと定めている。なお，同号ただし書「ウ」の括弧書きで，「ウ」に該当する情報であっても，当該公務員等の個人の思想，信条，名誉等に関する情報で，公開することにより当該公務員等個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合には，当該公務員等の職及び氏名に係る部分を非公開とするものとされている。

イ そこでまず，実施機関は，「平成17年度特別研修対象者」に記録された項目のうち特別研修対象者の学校名，氏名及び職員コードについては，個人に関する情報であって，当該個人が公務員で，その職務の遂行に係る情報であるものの，個人の資質・名誉等に関する情報でもあって，当該公務員の職及び氏名に係る部分を公にすることにより，当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるため，「ウ」の括弧書きに該当し，当該部分は非公開になると主張しているため，この点について検討する。

ウ 特別研修対象者の学校名，氏名及び職員コードについては，個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができる情報と認められる。また，特別研修を受けるという情報は，教員の研修は職務として行われるものであるため，公務員としてその職務を遂行する場合における当該活動についての情報であると認められる。

エ 特別研修対象者については，特別研修は研修であるため分限又は懲戒等の人事上の不利益処分とは認められないが，実施機関が主張するように，いわゆる「指導力不足教員」に対する社会一般の関心は高く，その認識は厳しいものがある。教員自身においても不名誉なものとの認識が一般的で，さらに特別研修を修了し学校へ復帰したり，他校へ異動した後であっても，特別研修の対象者であったことが公にされることで，指導力の改善が図られているにもかかわらず，教員としての信頼を失うといったことも起こり得，教員としての職務を遂行できないという不利益を被るおそれは十分に予測できる。

オ したがって，対象教員の氏名及び職員コードについては，それを公にすると，特別研修対象教員である個人の権利利益を不当に害するおそれがあると認められるため，第1号ただし書「ウ」の括弧書きに該当し，非公開とするのが妥当であ

る。

カ また、特別研修対象者の学校名のうち具体的に学校が特定される部分（以下「表示部分」という。）については、教員が、どこの学校に所属しているかという情報は公開される情報と認められるが、特別研修対象者の学校名のうち表示部分が明らかになると、その学校の教員について出勤状況等の情報公開を請求し、当該個人を特定することも可能となることから、上記4(3)エで述べたとおり、特別研修対象教員である個人の権利利益を不当に害するおそれがあると認められるため、第1号ただし書「ウ」の括弧書きに該当し、非公開とするのが妥当である。

キ なお、審査請求人は、教員の氏名や学校名について、既に当該教員の所属校の児童及び保護者には、学校が説明していることから公になっていると主張する。一方、実施機関は児童及び保護者に対して、当該教員が研修を受けていることは説明するが、特別研修の対象者であるとまでは具体的に説明したのではなく、したがって、児童及び保護者に対して特別研修の対象者であるとまで知らせたものではないと主張している。確かに、審査請求人が主張するように学校で説明されている事実は認められるが、しかしながら、当該教員が研修を受けているという児童及び保護者への説明も抽象的なもので、研修を受けること以上の具体的な事情は述べておらず、仮に、勤務状況等から特別研修対象者と推定される可能性はあったとしても、実施機関は、特別研修対象者であると具体的な説明を行わず、ただ教育センターで研修を受けているという事実のみにとどめている。よって、実施機関の主張のとおり、学校による児童及び保護者への前記説明をもって、特別研修対象者が公になっているとまでは認められない。

ク さらに、審査請求人は、別に公開された長期研修教員の氏名等をもとに、該当学校に問い合わせると特別研修対象者は明らかになると主張するが、該当学校の対応として、答えないという対応であることは審査請求人も認めており、問い合わせに答えないという行為により、結果として審査請求人が特別研修対象者を推定したとしても、特別研修対象者が公になっているとまでは認められない。

(4) 条例第7条第5号（行政運営情報）該当性について

ア 条例第7条第5号（以下「第5号」という。）は、市の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては、非公開情報と規定し、その例示として、人事管理に関する事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれがある情報等を挙げている。

イ 実施機関は、非公開部分は公開すると人事管理に関する事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある情報であるため、第5号にも該当する旨を主張しているが、上記4(3)オ、カにおいて述べたとおり、第1号に基づき非公開が妥当

であると認められることから、第5号該当性については、当審査会において重ねて判断しないものである。

(5) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、本件対象文書の非公開の不当性に関するもののほか、個人情報の取扱いについて実施機関の対応に統一性がないことを主張しているが、この主張は、本件決定の妥当性に関するものではなく、当審査会の上記判断を左右するものではない。

以上により、本件決定について、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成17年7月1日	実施機関からの諮問
平成17年8月8日	実施機関が弁明意見書を提出
平成17年10月18日(部会)	審査請求人及び実施機関からの口頭意見聴取並びに審議
平成17年11月10日(部会)	審議
平成17年12月6日(部会)	審議
平成18年1月12日(部会)	審議

6 答申に関与した委員

吉野正，白杵昭子，多田利隆，福山道義

7 参考（関連条文）

福岡市情報公開条例（抜粋）

（公文書の公開義務）

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することが

できることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

- ア 法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
 - イ 人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
 - ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人の役員及び職員並びに地方三公社の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分(当該公務員等の職及び氏名に係る部分を公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、当該部分を除く。)
- (5) 市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締り試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を著しく害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を著しく阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれ